

大和市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月9日

大和市長 古谷田 力

#### 大和市規則第42号

大和市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

大和市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という）を「家賃補助に係る住居確保給付金（法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下単に「住居確保給付金」という。）のうち、同項第1号に掲げるものに対し支給するものをいう。以下同じ）」に、「行う施行規則第10条第5号」を「行う施行規則第10条第5号イ」に、「施行規則第10条第5号に規定する期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約（以下「常用就職」という。）に向けた次に掲げる要件のいずれをも」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 施行規則第10条第5号イに規定する期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約（以下「常用就職」という。）に向けた求職活動を行う場合（ただし、次号に該当する場合を除く。） 次の要件をいずれも満たすもの
  - ア 法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業における就労支援員による面接等の支援を毎月4回以上受けること。
  - イ 毎月2回以上公共職業安定所等の職業相談を受けること。
  - ウ 原則として毎週1回以上求人先へ応募し、又は求人先の面接を受けること。
- (2) 施行規則第10条第5号イただし書に規定する給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（以下「自立に向けた活動」という。）を行う場合 次の要件をいずれも満たすもの
  - ア 前号アに掲げる要件
  - イ 公的な経営相談先（以下「経営相談先」という。）の経営相談（自立に向けた活動を行う者を対象とした自営業の経営改善に関する相談をいう。）を原則として毎月1回以上受けること。
  - ウ 自立に向けた活動の計画を作成し、毎月1回以上当該計画に基づく活動を行うこと。

第2条第2項中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に、「受給者」を「家賃補助受給者」に改め、同条第3項中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に、

「掲げる就職活動」を「規定する求職活動」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 家賃補助受給者は、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが相当であるとの助言を受けた場合は、速やかに自立相談支援機関（法第3条第2項の生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関（法第5条第2項の規定により生活困窮者自立相談支援事業の委託を受けた者を含む。）をいう。以下同じ。）に報告するとともに、原則として公共職業安定所等での求職活動を行わなければならない。

第3条の見出し中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、同条第1項第1号中「第10条第5号」を「第10条第5号イ」に改め、同項第2号中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同条第2項中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改める。

第4条第1項中「及び住居確保給付金申請時確認書」を「、住居確保給付金申請時確認書及び住居確保給付金要転居証明書（転居費用補助に係る住居確保給付金（住居確保給付金のうち、法第3条第3項第2号に掲げるものに対し支給するものをいう。以下同じ。）の支給を受ける場合に限る。）」に改め、同条第2項中「不動産媒介業者等（不動産媒介業者）」を「不動産仲介業者等（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号の宅地建物取引業者）」に改め、「貸主から」の次に「住宅の管理について」を加え、「生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）」を「住居確保給付金」に改め、同条第3項及び第4項ただし書中「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に改める。

第6条中「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に改める。

第7条の見出し中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、同条第1項中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、「行い、」の次に「当該」を加え、同条第2項及び第3項中「受給者」を「家賃補助受給者」に改め、同条第4項中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改める。

第8条の見出し中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、同条第1項中「受給者」を「家賃補助受給者」に、「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、同条第2項中「受給者」を「家賃補助受給者」に改める。

第9条中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に、「受給者」を「家賃補助受給者」に、「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に改め、同条ただし書中「限らない」を「限らず支給することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、転居費用補助に係る住居確保給付金のうち、転居費用補助に係る住居確保給付金の支

給を受ける者（以下「転居費用補助受給者」という。）の転居先の住宅に係る初期費用については当該転居費用補助受給者の転居先の住宅の不動産仲介業者等の口座へ振り込むことにより、家財運搬費用、原状回復費用及び鍵交換費用については当該費用の請求をする事業者又は当該転居費用補助受給者の口座へ振り込むことにより支給する。

第10条の見出し中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、同条第1項中「受給者」を「家賃補助受給者」に、「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、同条第2項中「受給者」を「家賃補助受給者」に改め、同条第3項中「受給者」を「家賃補助受給者」に、「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、同条第4項中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に、「受給者」を「家賃補助受給者」に改める。

第11条の見出し中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、同条第1項中「受給者」を「家賃補助受給者」に、「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、同項第1号ただし書及び第2号ただし書中「すでに」を「既に」に改め、同項第4号中「常用就職」の次に「をし、又は自立に向けた活動」を加え、同項第8号中「不動産媒介業者等」を「不動産仲介業者等」に改め、同条第2項中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に、「受給者」を「家賃補助受給者」に改める。

第12条第1項中「住居確保給付金」を「家賃補助に係る住居確保給付金」に改め、「常用就職」の次に「をし、又は自立に向けた活動」を加え、「第10条」を「第10条（第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号及び第5号イに係る部分に限る。）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 転居費用補助に係る住居確保給付金の支給後に、転居費用受給者と同一の世帯に属する者の死亡又は当該転居費用受給者若しくは当該転居費用受給者と同一の世帯に属する者の離職若しくは休業等（本人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）により、施行規則第10条（第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ、第4号及び第5号ロに係る部分に限る。）に規定する生活困窮者の要件に該当することとなった者については、転居費用補助に係る住居確保給付金を再支給することができる。

別表第2号様式の項の次に次のように加える。

第3号様式	住居確保給付金要転居証明書	第4条
-------	---------------	-----

別表様式番号の欄中「第3号様式」を「第4号様式」に、「第4号様式」を「第5号様式」に、「第5号様式」を「第6号様式」に、「第6号様式」を「第7号様式」に、「第7号様式」を「第

8号様式」に、「第8号様式」を「第9号様式」に、「第9号様式」を「第10号様式」に、「第10号様式」を「第11号様式」に、「第11号様式」を「第12号様式」に、「第12号様式」を「第13号様式」に、「第13号様式」を「第14号様式」に、「第14号様式」を「第15号様式」に、「第15号様式」を「第16号様式」に、「第16号様式」を「第17号様式」に、「第17号様式」を「第18号様式」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。